

神戸市立若草小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

若草小学校は、教職員・保護者・地域が一体となっていじめの防止に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため基本的な方針（以下「若草小学校基本方針」という。）を策定します。

令和8年4月1日改訂 神戸市立若草小学校長

1. いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

(1) 学校教育目標

心ゆたかに たくましく

(2) 目指す子ども像

・思いやりのあるやさしい子 ・ねばり強くやりぬく子 ・自ら学び 探究する子

本校は上記の目標のもと若草小学校基本方針の基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導3原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 教職員の姿勢

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて児童の自己有用感を高めます。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して情報の共有に努めます。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・いじめ対応についての職員研修を定期的に進め、一人一人の意識および対応スキルの向上に努めます。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・いじめの問題を一人で抱え込まず、組織的に対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

4. 校内いじめ問題対策委員会

(1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長・教頭・学年教員・生徒指導係・養護教員、スクールカウンセラー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有できるようにします。
- ・教育委員会事務局や外部専門機関・関係者と連携をとり、迅速に専門的な対応を進めます。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

5. いじめの未然防止

いじめ問題においては、未然防止に努めることが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

(1) 思いやりの心を育む教育

- ・授業を始め道德教育や学級活動等全ての教育活動を通して、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育みます。

(2) 豊かな体験を通した心の教育と温かい集団づくり

- ・仲間同士で認め合い支えあう場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに取り組みます。
- ・「命の大切さを実感できる体験活動」「問題解決能力を高める自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」などの取組を進めます。
- ・学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション能力、社会的スキル等を高めます。

(3) 規範意識を身に付け、自浄力のある集団の育成

- ・全ての教育活動の中で、きまりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図ります。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは正しいことであることを併せて指導します。

6. いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために日頃から児童との信頼関係の構築と見守りに努めます。

(1) 信頼関係の構築

- ・日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。その上で担任を中心として深い信頼関係を築きます。

(2) 児童理解

- ・平素から児童の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の表情の変化やサインを見逃さないようにします。
- ・定期的にアンケート調査を実施します。記載された内容を複数の教職員で確認して、個別に聞き取り調査を行うなど、いじめ早期発見に向けて取り組みます。

(3) 相談体制

- ・養護教員やスクールカウンセラーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

(4) 校外相談機関との連携

- ・校外の相談機関の機能や利用の仕方を周知します。

7. いじめの早期対応

いじめの兆候に気が付いたときは問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。

(1) いじめの事実関係に把握

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聞き取り、不安を取り除いて共感的に受けとめます。
- ・関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聞き取り、関係教職員で情報を共有して組織的に対応します。

(2) いじめの指導

- ・いじめた児童には自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。
- ・必要に応じて当事者同士の話し合いの場を設定して、双方が納得できるような解決に努めます。
- ・関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年・学校の問題として捉え、再発防止を含めて解消を目指した取組を進めます。
- ・児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。
- ・状況に応じて教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター、青少年育成センター等の関係機関と連携して解決に努めます。
- ・指導後も継続的に関係児童と保護者に対しての支援を行います。

8. 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。また、いじめを許さぬ豊かな心を育てるために個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を進めます。

9. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童・保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼します。

(2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等との関係機関と連携して対応します。

10. 保護者・地域との連携

- ・PTAや学校運営協議会をはじめ、保護者や地域と連携し、朝のあいさつ運動・登下校の見守り活動、いじめ防止の啓発活動等の取り組み、児童の様子を積極的に見守ります。
- ・PTAや地域の会合等でいじめ問題への取組の情報を発信します。

11. 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果をあげることが困難な場合などには、関係機関（警察・少年サポートセンター・青少年育成センター・神戸市こども家庭センター・医療機関・法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築します。

12. 重大事故への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

(2) 調査活動の報告

- ・いじめを受けた児童や保護者に対して説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

13. その他

本校は校内いじめ問題対策委員会によって、適宜、若草小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときは改訂します。